

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人YOU MAKE IT(以下「当団体」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当団体が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金、一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金及び通訳に対する謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条

- 1 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金、一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金及び通訳に対する謝金は、原則として<別表>の標準単価を適用する。
- 2 講師謝金、助言謝金及び通訳謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金、助言謝金及び通訳謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨てて、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 4 執筆謝金について、支払単位は200字とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は200字とみなす。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は原則、支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、原則支払いしないものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

付則

この規程は、令和5年4月5日から施行する。(令和5年4月4日 社員総会 決議)

<別表>

| | 講師謝金 | 助言謝金 | 通訳謝金 |
|------------|---------|---------|--------|
| 1時間あたり | 15,000円 | 10,000円 | 2,000円 |
| | 執筆謝金 | | |
| 日本語400字あたり | 2,000円 | | |